

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は顧客満足の充足及び株主利益の向上が強く関連するものと考え、これらを両立させることを目的とし環境の変化に対応しながら透明性・効率性の高い経営を追求することをコーポレート・ガバナンスと位置付け、経営体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
嶋野 俊雄	843,996	16.87
有限会社ケイエスシー	538,488	10.76
嶋野 公一	466,464	9.32
嶋野 弘子	293,008	5.86
ソノコム社員持株会	142,412	2.84
株式会社りそな銀行	124,000	2.48
石井 博幸	112,000	2.24
久森 香代子	86,800	1.73
日本生命保険相互会社	66,000	1.32
段 貴久子	49,764	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無 嶋野 俊雄
嶋野 公一

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主及び、その近親者との間に取引はなく、今後行う予定はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

上記2.資本構成【大株主の状況】は、2014年3月31日現在のものです。
当社の主要株主である嶋野俊雄の議決権所有割合は21.5%ですが、2親等以内の親族および本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の保有株式を含まずと議決権所有割合が61.1%となることから支配株主に該当いたします。
また、同じく嶋野公一の議決権所有割合は11.9%ですが、2親等以内の親族および本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である

法人の保有株式を合わせると議決権所有割合が58.0%となることから支配株主に該当いたします。

尚、上記岨野俊雄の議決権所有割合61.1%及び岨野公一の議決権所有割合58.0%には、当社の主要株主である有限会社ケイエスシーの議決権所有割合13.7%が含まれております。

当社と支配株主及び、その近親者との間に取引はなく、今後行う予定もありません。また、取締役の職務執行については、職務権限規程・職務分掌規程等に基づき行われており、監査役会において、少数株主保護の観点から適正かつ厳正な監査を実施しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、3ヶ月に1回、面談を行い、財務上の問題点につき協議しております。また、監査役と内部監査部門の連携状況につきましても、3ヶ月に1回、面談を行い、業務全般の問題点につき協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
内藤 貴昭	弁護士									
野崎 耕一郎	公認会計士									

- 1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
内藤 貴昭		独立役員に指定しております。	弁護士としての知識と経験を有し、法律の専門家としての立場から適宜意見を述べ、業務執行の適法性の監査を実施して頂くのに適任であるため。 また、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じ

			るおそれがないと判断し、独立役員としました。
野崎 耕一郎			野崎公認会計士税理士事務所を設立され、財務及び税務に精通し、経営者として幅広く高度な知見と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言を頂くのに適任であるため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
当社は、各取締役の会社に対する成果を報酬に反映しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
<p>取締役報酬...47百万円 監査役報酬...10百万円(内社外監査役3百万円) 当事業年度において費用処理した、役員退職慰労引当金を含んでおります。</p>	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役及び監査役の報酬総額の最高限度額を決定しております。尚、各取締役の報酬額は、代表取締役社長が、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。また、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が、必要に応じ連絡を取り合うと共に、監査役会において、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役1名、社外監査役2名による監査体制が、取締役の職務執行について、適正かつ厳正な監査を行える実効性を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しているとの認識から、現状の体制を採用しております。

取締役会は、原則月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行い、その意思決定に基づき各部門長が出席する各会議において、具体的な業務遂行の打合せを行い、その打合せに基づき、業務を展開する体勢をとっております。

監査役会は、常勤監査役が中心となり、取締役会のほか、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況および、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を実施しております。なお、その結果については、監査役会において、社外監査役に報告しております。

また、内部監査室および、会計監査人と定期的に情報・意見交換を行い、連携を強化しております。

当社の会計監査人は、監査法人和宏事務所であり、業務を執行した社員は、高木快雄氏・大嶋豊氏の2名で、継続業務監査年数は7年未満であります。

また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役による監査の実施により、取締役の職務執行について、適正かつ厳正な監査を行える実効性を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しているとの認識から、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より3日以上早めて発送することとしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の決算説明会を実施しております。 決算説明会につきましては、平成26年5月29日に証券アナリスト向けに第52期の決算報告ならびに第53期の見込みについての報告を行いました。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	業務部経理課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	全事業所において、ISO14001を認証取得し、環境保全に配慮した活動を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、顧客満足の充実及び株主利益の向上のため、コンプライアンス規程を制定し、取締役ならびに従業員が法令及び定款等を遵守するとともに、リスク管理体制の強化、内部統制システムの拡充を図っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図っております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、原則月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行い、その意思決定に基づき各部門長が出席する各会議において、具体的な業務遂行の打合せを行い、その打合せに基づき、業務を展開する体制をとっております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
役員・従業員は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、社会人としての正しい姿勢・行動規範を厳守する事に努めております。また、組織・職制・職務分掌に関する規程及び職務権限規程により、職務の範囲や権限を定め、適正な牽制が機能する体制をとっております。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。そのため取締役及び使用人は、取締役会の日程を、監査役に連絡し出席を依頼しております。また、次のような緊急事態が発生した場合は、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告することとしております。
(1) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれがある法律上または財務上の諸問題
(2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
7. その他監査役への報告が、実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役及び使用人から、上記のとおり、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には各部署に要請して、監査が効率的に行われる体制をとっております。また監査役3名で構成する監査役会を3ヶ月に1回以上開催し重要事項について協議するほか、3ヶ月に1回、監査役会と会計監査人との面談を持ち、特に財務上の問題点につき協議しております。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けて基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助長するような行為をしないこととしております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
上記の基本的考え方を、当社役員、従業員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察および顧問弁護士等の専門機関との連携を深め情報収集に努めております。
また、反社会的勢力から不当要求が発生した場合の対応を行なう統括部署は、業務部総務課と定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様、その重要性を強く認識しており、公正・公平な情報開示を行っております。

尚、当社では発生した各種の重要情報は、社内規定に基づき、所管部門長より代表取締役社長に報告されます。代表取締役社長は、当該情報の公表時期・方法につき速やかに所管部門長及び関連部署と協議の上、証券取引所に対する情報事務連絡責任者より、当該情報を開示しております。また、会社の機関決定を要する事項については、取締役会等の決定を経た上で、迅速に情報開示を行っております。

【当社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況】

(1)当社の経営上の意思決定、執行及び監査に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の実施状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制の関係図は以下のとおりであります。

